

環水大土発第 2203241 号
令和 4 年 3 月 24 日

都道府県知事
政令市長 殿

環境省水・大気環境局土壌環境課長

汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準の見直しについて

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及び汚染土壌処理業に関する省令（平成 21 年環境省令第 10 号。以下「処理業省令」という。）を踏まえて、汚染土壌処理業の許可の基準及び汚染土壌の処理に関する基準については、「汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について」（平成 31 年 3 月 1 日付け環水大土発第 1903018 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知。以下「処理業通知」という。）において通知したところである。

今般、下記のとおり処理業通知の改正を行うので通知する。貴職におかれては、この改正の円滑かつ適正な運用について、格段の御協力をお願いするとともに、貴管内市町村にも必要に応じ周知方お願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の趣旨

処理業省令第 4 条第 2 号ロ（1）において、汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について 3 年以上の実務経験を有する者を汚染土壌処理施設に配置することを、申請者の能力に関する基準の 1 つとして規定しているところである。

また、処理業通知第 1 の 2（4）①イ（イ）において、浄化等処理施設にかかる実務経験については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく許可を受けている産業廃棄物処理施設において汚泥の浄化処理を行っていた実務経験も該当するとしているところである。

しかし、実際の浄化等処理施設においては、上記の汚泥の浄化処理と類似する処理のほか、熱分解や化学処理といった汚泥の浄化処理とは性質の異なる処理も実施されていることを踏まえ、実務経験の規定について所要の改正を行うとともに、軽

微な修正を行うこととする。

2. 改正の内容

別添新旧対照表のとおり。

3. 改正の時期

本改正は、令和4年7月1日より適用する。

(別添)

令和4年3月24日

汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年3月1日付け環水大土発第1903018号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知） 一部改正新旧対照表（令和4年3月24日付け環水大土発第2203241号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知による改正前後の比較版）

(傍線部分は改正部分)

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第1 汚染土壌処理業の許可</p> <p>1. 汚染土壌処理業の許可の申請の手続</p> <p>(2) 申請書添付書類及び図面</p> <p>⑱ 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合にあつては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類（省令第2条第2項第29号）</p> <p>土質改良の方法を記載した書類については、土質改良の種類、手順及び土質改良を行う場所等を記載させること。また、土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果については、当該土質改良の方法が適用可能であることを確認するための試験（以下「<u>土質改良適用可能性試験</u>」という。）の方法及び省令第5条第9号の要件を満たすことを確認できる結果を示す書類を添付させること。</p> <p>なお、異物除去のみを行う場合にあつては土壌の汚染状態に及ぼす</p>	<p>第1 汚染土壌処理業の許可</p> <p>1. 汚染土壌処理業の許可の申請の手続</p> <p>(2) 申請書添付書類及び図面</p> <p>⑱ 自然由来等土壌利用施設にあつては、土質改良を行う場合にあつては、土質改良の方法を記載した書類及び当該土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果を記載した書類（省令第2条第2項第29号）</p> <p>土質改良の方法を記載した書類については、土質改良の種類、手順及び土質改良を行う場所等を記載させること。また、土質改良による土壌の汚染状態を明らかにした調査の結果については、当該土質改良の方法が適用可能であることを確認するための試験（以下、「<u>土質改良適用可能性試験</u>」という。）の方法及び省令第5条第9号の要件を満たすことを確認できる結果を示す書類を添付させること。</p> <p>なお、異物除去のみを行う場合にあつては土壌の汚染状態に及ぼす</p>

<p>影響は少ないことから調査を省略して差し支えなく、その際はその旨を記載した書類の添付で足りることとする。</p> <p>2. 汚染土壌処理業の許可の付与</p> <p>(4) 申請者の能力に関する基準</p> <p>① 技術的能力について</p> <p>イ. 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者を当該汚染土壌処理施設に配置していること（省令第4条第2号ロ）</p> <p>(イ) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者（省令第4条第2号ロ(1)）</p> <p>実務経験とは、実態として汚染土壌の処理の事業の用に供する認定浄化施設、セメント施設等における経験を指し、浄化等処理施設のうち機械を用いた汚染土壌の洗浄・分級などにより<u>特定有害物質を除去する設備</u>に係る実務経験については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けている産業廃棄物処理施設において汚泥の浄化処理を行っていた実務経験も該当すること。また、実務経験の審査に当たっては、実務経験を証する書類、就業証明書等を提出させて確認すること。</p> <p>第2 汚染土壌の処理に関する基準について</p>	<p>影響は少ないことから調査を省略して差し支えなく、その際はその旨を記載した書類の添付で足りることとする。</p> <p>2. 汚染土壌処理業の許可の付与</p> <p>(4) 申請者の能力に関する基準</p> <p>① 技術的能力について</p> <p>イ. 汚染土壌処理施設の維持管理及び汚染土壌の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者を当該汚染土壌処理施設に配置していること（省令第4条第2号ロ）</p> <p>(イ) 汚染土壌処理施設の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有する者（省令第4条第2号ロ(1)）</p> <p>実務経験とは、実態として汚染土壌の処理の事業の用に供する認定浄化施設、セメント施設等における経験を指し、浄化等処理施設に係る実務経験については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を受けている産業廃棄物処理施設において汚泥の浄化処理を行っていた実務経験も該当すること。また、実務経験の審査に当たっては、実務経験を証する書類、就業証明書等を提出させて確認すること。</p> <p>第2 汚染土壌の処理に関する基準について</p>
---	---

<p>2. 処理の基準</p> <p>(6) 汚染土壌の受入れについては、次の点に留意すること</p> <p>④ 自然由来等土壌利用施設にあつては、次に掲げる汚染土壌処理施設の種類の区分に応じ、当該項目に定める自然由来等土壌（自然由来等土壌利用施設に利用された自然由来等土壌を含む。）及び土質改良により得られた土壌以外の汚染土壌を受け入れてはならないこと（省令第5条第8号ニ）</p> <p>自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、<u>第二種特定有害物質（シアン、水銀及びその化合物を除く。）</u>以外の溶出量基準に適合しない特定有害物質及び含有量基準に適合しない特定有害物質を含む自然由来等土壌は受け入れてはならないこと。また、自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第2項及び第3項に規定する基準（判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準）に適合しない自然由来等土壌については、受け入れてはならないこと。</p> <p>ここでいう「自然由来等土壌」には、自然由来等土壌利用施設に利用された自然由来等土壌が含まれること。また、土質改良により得られた土壌も受け入れることができること。</p> <p>(21) 省令第5条第22号ロの場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときには、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託し</p>	<p>2. 処理の基準</p> <p>(6) 汚染土壌の受入れについては、次の点に留意すること</p> <p>④ 自然由来等土壌利用施設にあつては、次に掲げる汚染土壌処理施設の種類の区分に応じ、当該項目に定める自然由来等土壌（自然由来等土壌利用施設に利用された自然由来等土壌を含む。）及び土質改良により得られた土壌以外の汚染土壌を受け入れてはならないこと（省令第5条第8号ニ）</p> <p>自然由来等土壌構造物利用施設にあつては、<u>第二種特定有害物質（シアン、水銀及びその化合物を除く）</u>以外の溶出量基準に適合しない特定有害物質及び含有量基準に適合しない特定有害物質を含む自然由来等土壌は受け入れてはならないこと。また、自然由来等土壌海面埋立施設にあつては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第2項及び第3項に規定する基準（判定基準省令第1条第2項及び第3項に規定する基準）に適合しない自然由来等土壌については、受け入れてはならないこと。</p> <p>ここでいう「自然由来等土壌」には、自然由来等土壌利用施設に利用された自然由来等土壌が含まれること。また、土質改良により得られた土壌も受け入れることができること。</p> <p>(21) 省令第5条第22号ロの場合において、当該汚染土壌の運搬を他人に委託するときには、法第20条第1項の規定の例により、当該委託に係る汚染土壌の引渡しと同時に当該汚染土壌の運搬を受託し</p>
---	--

た者に対し、管理票を交付しなければならないこと（省令第5条第23号）

再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出するに当たり、その運搬を他人に委託する場合には、汚染土壌が適切に運搬されたか否かを事後的に確認する必要があることから、管理票（以下「2次管理票」という。）を交付しなければならないこと。2次管理票の交付に当たっては、2次管理票の交付者及び運搬受託者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名、当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地のほか、搬出する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の量及び汚染土壌の荷姿を汚染土壌処理業者が把握して記載しなければならないこと。なお、汚染状態の把握の方法は、分析によるもののほか、特定有害物質の濃度が増加していないことが明らかであれば、受け入れた際の汚染土壌の汚染状態を記載すれば足りるものであること。

第3 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割並びに相続の承認

2. 汚染土壌処理業の合併又は分割の承認申請の手続

(1) 申請書の様式及び記載事項

③ 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（省令第15条第1項第4号）

第1の1(1)①に準じて記載させること。

た者に対し、管理票を交付しなければならないこと（省令第5条第23号）

再処理汚染土壌処理施設に汚染土壌を搬出するに当たり、その運搬を他人に委託する場合には、汚染土壌が適切に運搬されたか否かを事後的に確認する必要があることから、管理票（以下、「2次管理票」という。）を交付しなければならないこと。2次管理票の交付に当たっては、2次管理票の交付者及び運搬受託者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名、当該汚染土壌に係る要措置区域等の所在地のほか、搬出する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態、汚染土壌の量及び汚染土壌の荷姿を汚染土壌処理業者が把握して記載しなければならないこと。なお、汚染状態の把握の方法は、分析によるもののほか、特定有害物質の濃度が増加していないことが明らかであれば、受け入れた際の汚染土壌の汚染状態を記載すれば足りるものであること。

第3 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割並びに相続の承認

2. 汚染土壌処理業の合併又は分割の承認申請の手続

(1) 申請書の様式及び記載事項

③ 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称（省令第15条第1項第4号）

処理業通知第1の(1)①に準じて記載させること。

<p>④ 汚染土壌処理施設の設置の場所（省令第15条第1項第5号） <u>第1の1(1)③</u>に準じて記載させること。</p> <p>⑤ 汚染土壌処理施設の種類（省令第15条第1項第6号） <u>第1の1(1)④</u>に準じて記載させること。</p> <p>(別紙3)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 <u>年 月 日</u></p> <p>(以下略)</p>	<p>④ 汚染土壌処理施設の設置の場所（省令第15条第1項第5号） <u>第1の(1)③</u>に準じて記載させること。</p> <p>⑤ 汚染土壌処理施設の種類（省令第15条第1項第6号） <u>第1の(1)④</u>に準じて記載させること。</p> <p>(別紙3)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 <u>平成年 月 日</u></p> <p>(以下略)</p>
---	---

注：令和4年7月1日より適用